

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から55年3月まで
② 昭和56年4月から同年12月まで
③ 昭和57年7月から58年3月まで
④ 昭和58年10月から62年6月まで
⑤ 平成3年10月から4年7月まで

私は昭和54年9月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、A社を設立し、B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は加入手続以降、厚生年金保険に再加入する前の平成4年7月まで漏れ無く納付してきた。申立期間の保険料は、すべて3か月ごとに、B区役所内にあったC銀行の窓口で納付書に現金を添えて納付した。詳しい時期や納付金額についてはよく覚えていないが、納付書の大きさは21cm×9cmで、色は白色で金額の記入場所は青色で複写式であったと思う。昭和60年からD国のE業務に参画していたが、毎月1回は帰国して保険料を支払っていた。

以上の事情にもかかわらず、申立期間の保険料がすべて未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年9月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に国民年金の加入手続を行ったと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は55年1月14日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号により申立期間の保険料を現年度納付することができる。

また、申立人から提出された昭和61年分及び62年分の確定申告書控えを見

ると、国民年金保険料控除額として、それぞれ6万8,360円、7万5,408円が計上されている。61年分においては、申立人の妻の専従者給与額が非課税限度額を超えていることから、妻の保険料については本人の確定申告書の中で控除されていると考えられるため、申立人の確定申告書控えに記載されている国民年金保険料控除額（6万8,360円）は、金額は若干異なるものの申立人の申立期間（昭和61年1月から同年12月まで）の保険料に係るものであると推測できる。一方、62年分においては、申立人の妻の専従者給与額が非課税の範囲内であるため、同年に納付した同年1月から同年6月までの保険料が計上されているものと考えられるが、確定申告書控えに記載されている国民年金保険料控除額（7万5,408円）はこれを上回ることから、金額は若干異なるものの申立人の申立期間（昭和62年1月から同年6月まで）の保険料をも含んだものであると推測できる。このため、申立人は申立期間④のうち、61年1月から62年6月までの保険料を納付していたものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人の特殊台帳をみると、未納のため昭和55年に催告されている記録がみられる。また、申立期間②の前の期間及び申立期間④の後の期間について過年度納付した記録がみられることから、申立人は必ずしも納付期限内に保険料を納付していたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立期間⑤については、申立人がD国でのE業務終了後、帰国して間もない時期であり、申立人は当時は仕事がほとんど無く収入が少なかったと陳述している。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④のうち、昭和58年10月から60年12月までの期間及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から62年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私の国民年金保険料は、亡くなった夫が国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたので、納付手続に関して記憶は定かでないが、昭和38年度の1年間だけ未納とされていることは考えられず、申立期間について納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった夫が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、昭和36年4月から継続して夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の夫の国民年金記録をみると、昭和36年11月30日に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できるほか、国民年金制度が始まった同年4月からの保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされているが、申立期間の前後を通じて申立人家族の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間（昭和38年度）のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、未納期間は存在しないほか、申立人の子どもが20歳になれば加入手続を行うなど、申立人家族の納付意識の高さを鑑みると、申立期間の保険料を継続的に納付していたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金制度発足時から夫婦二人で国民年金に加入し、最初から夫婦二人分の保険料を納めてきたのに申立期間が未納とされているのはおかしい。

なお、当時の保険料は、月100円だったことを覚えている。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から、夫婦二人そろって国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の市の被保険者名簿を見ると、夫婦共に国民年金制度の適用事務が開始された昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、保険料の徴収が開始された36年4月1日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、同制度発足時から夫婦二人そろって国民年金に加入したという申立人の陳述に符合する。

また、申立人夫婦の国民年金記録をみると、12か月という比較的短い申立期間を除いて平成2年1月まで夫婦共に保険料を完納していることが確認できることから、申立人夫婦の保険料納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間について、夫婦二人分の保険料を併せて自分が納付していたと陳述している申立人の妻は、申立期間の保険料額を100円と記憶しており、この額は実際の保険料額に一致している。

加えて、申立人夫婦の保険料納付意識の高さを鑑みると、申立期間の初日に払い出された国民年金手帳記号番号により、申立期間の保険料が納付された

考えるのが相当であり、敢えて同記号番号払出日から 12 か月後の昭和 37 年度から納付を開始するというのは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで
国民年金制度発足時から夫婦二人で国民年金に加入し、最初から夫婦二人分の保険料を納めてきたのに申立期間が未納とされているのはおかしい。
なお、当時の保険料は、月100円だったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から、夫婦二人そろって国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の市の被保険者名簿を見ると、夫婦共に国民年金制度の適用事務が開始された昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、保険料の徴収が開始された36年4月1日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、同制度発足時から夫婦二人そろって国民年金に加入したという申立人の陳述に符合する。

また、申立人夫婦の国民年金記録をみると、12か月という比較的短い申立期間を除いて平成2年1月まで夫婦共に保険料を完納していることが確認できることから、申立人夫婦の保険料納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間について、夫婦二人分の保険料を併せて自分が納付していたと陳述している申立人は、申立期間の保険料額を100円と記憶しており、この額は実際の保険料額に一致している。

加えて、申立人夫婦の保険料納付意識の高さを鑑みると、申立期間の初日に払い出された国民年金手帳記号番号により、申立期間の保険料が納付されたと考えるのが相当であり、敢えて同記号番号払出日から12か月後の昭和37年度から納付を開始するというのは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私の国民年金保険料は、妻が銀行で支払ったこともあったかもしれないが、毎月市役所で納付していた。

定額保険料だけでなく、付加保険料も納付していたほど年金には関心を持っており、昭和54年以降は転職したため保険料を納付期日までに支払うことができないこともあったが、遅れてでも必死に支払ってきた。

当時はそれなりに収入もあったので支払っていないはずは無く、必ず納付してきたので、未納とされていることに納得できない。

申立期間について定額保険料及び付加保険料の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、定額保険料に加えて付加保険料も納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入記録をみると、昭和49年1月に国民年金に加入後は、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き、すべての期間の保険料を納付しており、納付済期間193か月のうち169か月は付加保険料についても併せて納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間の前後の期間は、定額保険料及び付加保険料のいずれも納付済みとなっており、申立人は当時、仕事等生活に特段の変化も無かったとしている。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間について昭和53年に社会保険事務所の催告が行われたことが確認できるが、申立期間直前の52年4月から同年9月までの期間のほか、数回の過年度納付が見受けられ、督促があれば必ず納付していたとする申立人の妻の陳述に矛盾は無く申立人の納付意識の

高さを勘案すれば、申立期間について催告を受けながら保険料を納付しないのは不自然であると考えられる。

加えて、申立期間直前の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの期間のほか、数回にわたり定額保険料が過年度納付されているにもかかわらず、付加保険料が納付済みとなっている期間が見受けられることについて、社会保険事務所によると、当時は納付期限後であっても定額保険料が納付できる期間であれば付加保険料を収納していたことがあったとしていることから、申立期間について付加保険料についても納付されていたと見るのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

昭和46年ごろからA市で自営を始め、その時から未納が無いように国民年金保険料の納付を始めた。

国民年金への加入手続や保険料の納付は、私がB県へ出て来てから結婚をするまで面倒をみてくれた姉が行ってくれていた。

昭和46年7月に独り暮らしをした後、姉から7,000円から1万円に満たない額を国民年金にかかったという理由で請求された記憶がある。

姉は本当に弟思いで、いつも私のことを考えてくれていたし、亡くなるまでずっと仲良くしてきたのに、その姉に限って、未納があるのにもかかわらずそのままにしておくことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納期間は無く、納付済期間である昭和46年4月から49年12月までの期間及び平成2年3月から同年5月までの期間は、1か月を除いて現年度納付している上、納付日の確認できる50か月についてはすべて期限内納付していることから、納付意欲が高いものと考えられる。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和46年7月14日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、この時点で、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である上、現年度分である同年4月から同年7月までの保険料額及び過年度分である45年5月から46年3月までの保険料額の合計額は6,350円となり、同年7月ごろに申立人の保険料額としてその姉から請求されたと申立人が陳述する額と符合する。

さらに、申立期間の直後に当たる昭和46年度のうち、納付日及び納付場所の確認できる昭和46年4月から同年12月までの期間についてみると、同年4

月から同年6月までの保険料は同年7月14日にC銀行D支店において、また、同年7月から同年9月までの保険料は同年10月1日に、同年10月から同年12月までの保険料は同年12月23日に、それぞれE銀行から納付していることが確認できる。E銀行はF市の指定金融機関であったものの、日本銀行歳入代理店では無いため過年度保険料を収納することができず、一方、C銀行D支店は日本銀行歳入代理店であったことから、申立人の保険料の納付を担っていたその姉は、納付の始期に当たるとみられる同年7月14日の時期において、現年度保険料と過年度保険料を一緒に納付することが可能であったC銀行を利用した可能性も否定できない上、申立期間は11か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

昭和36年に国民年金に加入してから、いつも夫婦二人分をまとめて納付していた。回数が多いためひとつひとつの納付についての記憶はあまり残っていないが、女性の集金人に支払っていたことが多かったと思う。申立期間のころは、納付の際は年金手帳に領収印を押してもらったこともあったし、領収証を受け取ったこともある。

申立期間の保険料は夫が私の分を一緒に納付してくれたはずであり、私の年金保険料の領収証には領収印が押されていないが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和37年2月8日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立期間の保険料は現年度納付が可能であることが分かる。

また、納付年月日が確認できる昭和37年度から53年度までの期間の申立人及びその夫の保険料納付状況をみると、すべて同日納付であることが申立人夫婦所持の国民年金手帳及び領収証書から確認でき、常に二人分をまとめて納付していたとする陳述と符合する。

さらに、申立人は領収印の無い申立期間の領収済通知書を所持しているが、同領収済通知書は、本来、金融機関から社会保険事務所に送付されるべき帳票であることから、申立人の過年度保険料を受領した郵便局が領収証書を交付する際に誤って同領収済通知書を交付したものと推定できなくもない。

これらの状況から、申立人の夫は郵便局で申立期間の夫婦二人分の過年度保

険料（3か月分）を納付したと考えることが自然であり、郵便局の事務的過誤により、社会保険事務所に申立人の領収済通知書が送られず、申立期間の納付記録が未納とされたと考えることが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

昭和49年に結婚し子供も生まれるため、きちんとしておこうと思い、妻が区役所に国民年金の加入手続に行ったところ、妻も含め私の国民年金は全く納付されていないことを知った。妻は加入手続後、とりあえず妻自身の未納期間の内、時効になっていない期間の1年分の保険料を同年7月に過年度納付し、半年後に夫婦二人分の過年度保険料を送付されてきた3枚複写の納付書を使って納付した。その後、過去の未納保険料を納付できる期間があることを知り、妻が夫婦二人分の未納期間の保険料を納付した。

しばらくして妻が区役所に行った際、私に保険料免除期間があると言われ、不可解だと思ったが言われるままに追納した。

特例納付した期間や保険料額については正確に覚えていないが、納付を行った妻が保険料は夫婦二人共数万円であり、納付したのは同じぐらいの期間だったと記憶している。妻はことあるごとに、私の滞納保険料を支払ってやると娘に話し、娘も嫌になるほど聞かされたと記憶している。

ずっと夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付しており、妻は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について妻が夫婦二人分を過年度納付及び特例納付したと申し立てしているところ、妻の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和47年1月から同年12月までの期間は49年7月に、また48年1

月から49年3月までの期間は50年1月に過年度納付し、43年9月から46年12月までの期間については50年12月に特例納付している。

また、確認できる申立人及び妻の国民年金保険料の納付日、付加保険加入日及び保険料前納納付の開始月はいずれも同一であるなど、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと認められる。

さらに、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の妻が陳述する保険料納付の時期、保険料の金額及び納付書の形状は当時のA市の事情と符合し、申立人の保険料納付の経緯に不自然な点はみられない。

加えて、申立人は、申立期間②の翌月以降の国民年金保険料を付加保険料や前納の制度を利用し60歳に至るまでの期間すべて納付している上に65歳まで任意加入しており、申立人の妻も20歳到達時点以降、480か月の国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがわれることを踏まえると、納付意識の高い申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付せず、自身の分のみ過年度納付及び特例納付したとは考え難く、申立人の国民年金保険料を含めて納付したとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、独身時代は国民年金の加入手続をしていなかったが、結婚後の昭和47年4月ごろ、夫婦一緒にA市役所で転居手続をした際、妻が私の国民年金加入手続を行い、1回目の国民年金保険料を納付した。申立期間当時の領収書は無くしたが、結婚後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきており、申立期間の保険料について、妻が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和47年4月ごろ、申立人の国民年金加入手続を行い、その場で1回目の保険料を納付したと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月25日に払い出されていることが確認でき、47年4月ごろに申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

しかし、申立人の特殊台帳を見ると、手帳交付年月日は昭和48年2月7日とされており、申立人が申立期間の保険料を市役所で現年度納付することは可能である。

また、申立人は、昭和48年の国民年金手帳記号番号払出以降平成19年12月までの保険料を完納している。

さらに、申立人の加入手続及び保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、昭和43年12月から平成20年11月までの保険料について、自身が申立中である6か月を除きすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

このように納付意識の高い申立人の妻が、申立人の国民年金手帳の交付を受けながら保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、A市においては、昭和 62 年 3 月まで、3 か月単位での保険料収納を行っていたことが確認でき、保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、加入手続の際、さかのぼって保険料を納付しなかったと陳述していることから、申立人の妻が納付した保険料は手帳交付を受けた 48 年 2 月を含む同年 1 月から同年 3 月までの分であったと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、20歳の時から国民年金保険料の納付は義務だと思っていたので40年間ずっと保険料を納付してきた。

結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきており、申立期間の保険料についても、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月から平成20年11月まで、申立期間の6か月を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人は、昭和47年の結婚後は夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたと申し立てしているところ、申立人夫婦の保険料の納付状況をみると、記録に残っている昭和49年度から59年度までの期間、夫婦は一緒に夫婦二人分を納付していることが確認でき、一方、申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっていることも確認できる。

さらに、夫の特殊台帳の納付記録をみると、申立期間を含む昭和48年度の納付月数は当初6か月とされていたが、12か月に訂正されている。この点について、社会保険事務所では、申立人夫婦が昭和48年11月に住所変更していることから、住所変更に伴う台帳移管時期と納付記録突合時期との関係で、追加処理が行われたため不自然な記録となったものではないかと説明しており、一緒に夫婦二人分を納付した申立人の納付記録が何らかの事務的過誤により失われた可能性を否定することはできない。

以上のことからみて、国民年金保険料の納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料について、夫の保険料のみ納付して、自身の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和41年4月から44年4月まで

私はA県出身で、姉の嫁ぎ先がB店を経営しており、昭和44年5月に結婚するまで、住み込みで働いていた。36年ごろ、経理を担当していた義兄が国民年金の加入手続をしてくれた。その後保険料は給料から天引きしてもらい、義兄達の分と一緒に支払ってもらっていた。義兄は既に亡くなっているが、親身になってもらっていたので、途中で支払いをしなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の義兄及び姉を含む3名連番にて、昭和39年7月25日に払い出されていることが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。また、3名共に同年4月1日付け強制加入として資格を取得していることが特殊台帳から確認できる。

そこで、申立期間②についてみると、申立人の保険料を天引きして納付していたとする申立人の義兄の納付記録は、資格取得月である昭和39年4月以降この期間を含め309か月間の保険料は納付済みであることが社会保険庁の記録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の義兄及び姉のこの期間の保険料納付方法は、役所窓口での印紙納付であることが、区の被保険者名簿から確認でき、義兄は役所に行って支払っていたとする申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人は、昭和44年5月に結婚して転居するまで、住み込みで義兄が経営するB店で働いていたと陳述しており、住所についても義兄と同一で

あることが戸籍の附票から確認でき、生活状況の変化はみられない。

これらの点を踏まえ、申立人の義兄の納付意識の高さに鑑^{かんが}みれば、自分達夫婦及び申立人の加入手続を行いながら、自分達の保険料は納付し続け、住み込みで働いていた義妹である申立人の分は、2年間のみ納付して後は放置していたとは考え難く、申立人が結婚して転居するまで納めていたと考えるのが自然である。但し、申立人の義兄の納付状況をみると、昭和44年4月から同年6月までの保険料は同年7月に納付されていることが区の被保険者名簿から確認できる。この場合、納付時点では申立人はC市に転居していたことから、申立期間②のうち、同年4月分については義兄と一緒に納付することはできない。

次に、申立期間①についてみると、申立人の手帳記号番号の払出時期が昭和39年7月であることから、36年ごろ義兄が加入手続してくれたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の資格取得日が昭和39年4月1日であることから、申立期間①は未加入期間となり、制度上、保険料は納付することができない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、加えて、旧姓を含め氏名の別読みによる検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月

私は、平成12年4月に学生納付特例制度により免除申請を行ったが、大学を卒業し就職した13年4月に父の扶養から外れたので、国民健康保険の加入手続のため、父と一緒にA区役所に行った。その時、併せて国民年金保険料の口座振替手続を行ったが、同年4月分の保険料は、口座引落としができないということであったので、父が卒業と就職祝いを兼ねて、その分を現金で納付してくれたのをよく覚えている。

未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付記録の始まる平成12年4月以降の国民年金保険料について、申立期間の1か月を除き、すべて納付しており、共済組合及び厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、大学を卒業した平成13年4月に父親と一緒に区役所に向き、国民年金保険料の口座振替手続を行ったと申し立てしているところ、社会保険庁の納付記録をみると、申立期間の翌月の同年5月以降の保険料は、その納付日から口座振替により納付されているものと推測され、申立内容と一致している。

さらに、父親の所持する平成13年の日記帳をみると、同年4月10日の欄に「Bを扶養からはずす手続へ ※A区役所へ Bの年金支払い」の記載が確認できるほか、父親名義の預金通帳の同日欄に「大学卒業祝い」等のメモ書きが確認でき、口座引落としできない申立期間の保険料を父親が現金で納付してくれたとする主張を裏付けている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から54年10月まで
② 昭和54年11月から55年3月まで
③ 昭和55年4月から57年3月まで

昭和48年4月に会社を退職後、私自身がA市役所で国民年金加入手続を行ったと思うが、明確な手続時期まではよく覚えていない。なお、当時、私は自身の国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親が私の保険料を納付していたので、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等は分からない(申立期間①)。

また、昭和54年11月から、A市に居住したままB市で事業を始めたので、同年11月以降の保険料については、私自身がB市内の銀行で納付していたと思う(申立期間②)。

その後、昭和55年に結婚と同時にB市に転居しており、引き続き、私自身がB市内の銀行で保険料を納付していたと思うが、転居時にB市で国民年金の住所変更手続を行ったかどうか、また、私の保険料と一緒に元妻の保険料も納付していたかどうかについては、いずれもはっきりとは覚えていない(申立期間③)。

申立期間①から③までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年3月に申立人の元妻の手帳記号番号と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、申立人及びその元妻に払い出された上記の手帳記号番号により両人の同年4月から63年10月までの保険料が現年度納付されていること

が特殊台帳及び社会保険庁の記録により確認できる。また、申立人の元妻は、自身は保険料の納付にほとんど関与していなかったとしていることから、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたとみるのが相当であるところ、申立期間③のうち、56年4月の申立人の元妻の保険料は現年度納付済みであり、申立人が元妻の保険料と一緒に自身の同年4月の保険料も納付していたとみるのが自然である。

一方、申立期間③のうち、昭和56年4月を除く期間については、申立人の元妻の同一期間の保険料も未納である上、申立人からは、B市内の銀行で保険料を納付していたと思うということ以外に保険料の納付時期、納付金額等に関する具体的な陳述を得ることができず、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間①及び②の一部は、申立人の上記の手帳記号番号が払い出された時点では、制度上保険料を納付できない期間である上、申立期間②のうち、制度上保険料を過年度納付できた期間についても、申立人は、さかのぼって保険料を過年度納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に他界しているため、申立期間①の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等は不明である上、申立期間②についても、申立人からは、B市内の銀行で保険料を納付していたと思うということ以外に保険料の納付時期、納付金額等に関する具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間①、②及び昭和54年4月を除く申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月から同年9月まで

私たち夫婦が結婚した昭和50年の末ごろ、夫がA市役所に出向き、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。

当時、私たち夫婦は、A市の自宅で自営業をしており、夫が、3か月に1回、納付書により銀行又は郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、領収証を受け取っていた。

昭和54年7月から同年9月までの保険料が未納とされているが、夫の同一期間の保険料は納付済みであり、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫が結婚した昭和50年の末ごろに、申立人の夫が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の手帳記号番号は昭和51年1月に申立人の夫の手帳記号番号と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号簿により確認でき、夫婦で一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったと考えられるところ、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫の54年7月から同年9月までの保険料は納付済みである。

また、申立人は、その夫が納付書により銀行又は郵便局で夫婦二人分の保険料を納付し、領収証を受け取っていたと申し立てているところ、A市の申立期間当時の保険料収納方式は自主納付方式であり、申立人の主張と符合する。

さらに、夫婦連番で払い出された上記の手帳記号番号により納付された申立人及びその夫の昭和50年12月から申立期間直前の54年6月までの期間及び

申立人の夫の同年7月から同年9月までの保険料はすべて現年度納付であることが特殊台帳により確認できる上、申立期間については、3か月と短期間であり、申立人の夫が自身の同年7月から同年9月までの保険料と一緒に申立人の同一期間の保険料も納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和41年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月26日から同年7月1日まで

昭和35年3月にA社に入社後、50年7月に退職するまで正社員として継続勤務していたが、41年6月26日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。同年6月26日前後に同社C支社から同社B支社に異動し、申立期間はB支社に勤務していた。

申立期間中もA社に在職していたことは間違い無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿、在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和41年6月26日に同社C支社から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社における厚生年金保険の被保険者資格取得時である昭和41年7月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、昭和38年7月、同年10月及び同年11月については2万円、40年7月から同年12月までの期間については2万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月15日から41年1月11日まで

社会保険庁の記録では、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が、昭和38年3月から39年9月までは1万6,000円、同年10月から40年12月までは1万8,000円となっているが、実際の給料の額と比べて低すぎる。当時の給与明細書もあるので、標準報酬月額を実際の給与額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和38年7月、同年10月及び同年11月については2万円、40年7月から同年9月までの期間と同年11月及び同年12月については2万2,000円とすることが妥当である。

また、昭和40年10月は給与明細書の提出が無く給与支給額及び保険料控除額の確認はできないが、提出のあった給与明細書によれば、同年7月から同年12月までの期間、同年10月を除き保険料控除額は同額となっていることから、

同年10月についても前後の期間と同額の保険料が控除されていたものと認められ、当該控除額から標準報酬月額を2万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立人が提出した給与明細書によれば、昭和38年3月及び同年4月は保険料が控除されていないこと、同年8月、39年1月及び同年2月、同年4月から同年9月までの期間並びに同年11月から40年4月までの期間は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと認められること、38年9月、39年10月、40年5月及び同年6月は社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、保険料控除額に基づく標準報酬月額を超えていること、38年5月及び同年6月、同年12月並びに39年3月は給与明細書の提出が無く、給与支給額及び保険料控除額の確認ができないことから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、昭和38年7月、同年10月及び同年11月並びに40年7月から同年12月までの期間について、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和30年8月10日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月10日から同年9月1日まで
昭和24年4月1日にA社に入社し、60年4月10日に定年退職を迎えるまで継続して勤務していた。

社会保険庁の記録によれば、昭和30年8月10日から同年9月1日までの期間が厚生年金保険未加入となっているが、申立期間当時は、同年8月6日にB支店から本店への転勤辞令を受け、業務引継(2日から3日の間)の後、本店で勤務していた。

A社から提出された社員台帳からも、申立期間において継続勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社員台帳の「社歴役職歴」の記録から、申立人は昭和30年8月6日に同社B支店から同社本店に異動し、同年9月1日に同社本店営業部に再異動していることが確認できる。なお、厚生年金保険適用上、A社本店と同社本店営業部は別事業所扱いとなっていることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人は、異動先のA社本店(業務部)と本店営業部は事実上一体となって仕事をしてきたと陳述しているところ、昭和30年8月10日又は11日に同社C支店から本店営業部へ異動してきたと陳述している同僚から、「申

立人は、自分と同時期にB支店から異動してきた。」との陳述が得られた。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失時及び同社本店営業部における被保険者資格取得時の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日を昭和25年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男(死亡)
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和2年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和25年9月21日から同年10月30日まで

私は、A社に昭和23年4月10日に入社し、62年1月13日に退職するまで継続して勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、同社C支社での資格喪失日が昭和25年9月21日、同社B支社での資格取得日が同年10月30日となっており、1か月の空白期間があることには納得できない。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在籍については、同社から提出された従業員台帳により、申立人は同社に昭和23年4月10日から62年1月13日まで継続して勤務したことが確認できる。

また、同社の現在の事業主は、当時の状況については不明であるが、在籍しておりながら途中から厚生年金保険料の控除を停止することは考えられないので、申立人については申立期間も継続して給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられると陳述している。

さらに、同社が保管する厚生年金保険料徴収簿によると、申立人の同社B支社での資格取得日が昭和25年9月16日となっている一方で、同社作成の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同支社での資格取得日は同年

10月30日となっており、申立人以外にもそれぞれの資格取得日が相違している事例が複数みられることから、同一企業内の事業所間異動に伴う被保険者資格の取得及び喪失手続きに関し、事業主による何らかの事務手続上の過誤があったことが推定できる。

なお、申立人の同社C支社から同社B支社への異動日については、同社の社員台帳等によっては確認できないものの、同社保管の厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、昭和25年9月21日付けで同社C社の被保険者資格の喪失処理を行っていることが確認できる。

以上の事情により、申立人は申立期間においてA社B支社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和25年10月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和24年9月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月7日から27年3月1日まで

私は、昭和24年9月7日から27年5月1日までA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、記録上は同年3月1日から2か月間の被保険者期間があるのみである。

しかし、私はA社における昭和25年4月から同年7月及び同年9月から26年12月までの分の給与明細を今でも所持しており、いずれの月も厚生年金保険料を控除されている。また、25年10月に会社から受けた表彰状も所持している。

B社から分離独立して設立されたA社に申立期間も継続して勤務し、保険料を控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社の在職については、申立人提出の給与明細書、昭和25年10月18日に申立人が同社から授与された表彰状及び複数の元同僚の陳述により継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立期間のうち、昭和25年4月から同年7月及び同年9月から26年12月までの分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、元同僚は申立期間

当初から申立人が在籍し、勤務形態や業務内容も特に変化は無かったとしていることから、申立期間のうち、給与明細書が残っていない期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、2,500円とすることが妥当である。

一方、A社の新規適用日は昭和27年3月1日であり、申立期間は新規適用前の期間であるが、複数の元同僚から、申立期間において同社には20名以上の従業員が在籍していたとの陳述が得られたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えるのが相当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の新規適用が昭和27年3月1日であることから、社会保険事務所は申立人に係る24年9月から27年2月までの分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から49年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、55年12月から56年3月までの期間、平成4年4月から5年9月までの期間及び7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和55年12月から56年3月まで
④ 平成4年4月から5年9月まで
⑤ 平成7年10月

私は19歳のころから職場に住み込みで働いており、20歳になったころに事業主から、国民年金に加入し保険料も支払っておくから安心するよう言われた記憶がある。当時の給料はそれほど高くは無かったので、給料の一部として、私が昭和50年ごろに独立するまで事業主が国民年金保険料を納付してくれていた。事業主が実際に保険料を支払っているのを見たことは無いが、事業主はきちりとした人であるので、必ず支払ってくれたはずであり、申立期間①の保険料が未納とされているのは納得できない。

また、昭和50年ごろに独立した後は、集金人から請求されるたびに保険料を納付してきた。集金人が来なくなった後は保険料を納付書により銀行で納めていた。

しかし、申立期間②から⑤までの保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月ごろに事業主が国民年金の加入手続を行ってくれ、50年ごろに独立するまでの保険料を納付してくれたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は49年12月6日に払い出されており、この手帳記号番号によっては申立期間①のうち、43年1月から46年12月までの保険

料は時効により納付することができない。

また、昭和 47 年 1 月から 49 年 3 月までの保険料は過年度保険料になるが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、納付を担っていたとする元事業主は既に死亡しているため、申立人から申立期間①の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査等を行ったが、申立人にほかの手帳記号番号が払い出された形跡、事情は見当たらない。

次に、申立期間②から⑤までの保険料については、申立人は自分が納付したと申し立てており、この期間中、昭和 55 年 7 月までは A 市に、それ以降は B 市に居住していた。保存されている B 市の被保険者名簿をみると A 市の納付記録も記載されており、それによると、申立期間②及び③の保険料が未納であることをうかがわせる記述となっている。また、B 市の納付記録によると、申立期間④及び⑤の保険料も未納の記録となっている。

さらに、申立期間④の直後の平成 5 年 10 月から 7 年 3 月までの保険料について同年 11 月 30 日に過年度納付されている記録があり、この時点において制度上納付が可能な時点までさかのぼって納付したものと考えられる。

加えて、申立期間⑤の保険料は口座振替が開始される直前の 1 か月であり、当該月において口座振替手続が行われたものと考えられるところ、申立期間⑤前の平成 7 年 4 月から同年 9 月までの保険料が同年 10 月 3 日に一括納付されていることから、申立期間⑤の 1 か月分の保険料のみ口座振替手続に紛れ納付漏れとなった可能性も考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から50年12月まで

私は、昭和51年ごろに母に勧められて集金人に自宅へ来てもらって国民年金の加入手続を行った。母が国民年金保険料をさかのぼって納付したことがあり、私も20歳までさかのぼって保険料を一括納付できると聞いたので、自分の預金を引き出し、母親に同席してもらい、加入手続と同時に集金人に42年2月から50年12月までの保険料として4万円から5万円ぐらいを支払った。

申立期間の保険料を一括して納付したにもかかわらず未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括納付したと申し立てているが、当時は特例納付の実施時期では無く、申立期間の保険料をさかのぼって一括納付することはできない。

また、申立人は申立期間の保険料として集金人に4万円から5万円ぐらいを納付したと申し立てているが、制度上、特例納付に係る保険料は集金人に納付することはできず、仮に第3回特例納付（実施時期：昭和53年7月から55年6月まで）により申立期間の保険料を一括納付した場合の金額は約43万円となり、申立金額と大きく相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年11月10日に払い出されており、申立人の特殊台帳により申立人が51年1月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、当該保険料額を試算すると4万6,500円となり、申立人が申し立てている金額とおおむね一致する。

以上のことから、申立人は、昭和51年1月から53年3月までの保険料を過

年度納付した時の記憶に基づいて申立期間の保険料を納付したと主張している
と考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等
は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金
保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から54年3月まで

私は、夫と同居した昭和53年3月ごろ、家の者から国民年金保険料の制度について聞いて復活制度があると教えてもらい、A市B区役所に問い合わせたところ、職員から未納分の保険料を最初から一括して支払える制度だと聞いたので、同区役所に多めの現金を持って行き保険料を納めた。

当時、私が納付した金額は、33万8,000円又は38万円だったと思う。また、その時にもらった領収書は薄く透き通ったような紙だったと記憶している。

申立期間については、私がまとめてさかのぼって納付しているはずなので、納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月ごろにA市B区役所の職員から未納期間の国民年金保険料をさかのぼって一括で納付できることを聞いたので、同区役所において、申立期間の保険料をまとめてさかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月にA市C区で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、制度上、この手帳記号番号では申立期間のほとんどの期間の保険料は時効により過年度納付することができない。

また、申立人が所持する手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読み検索及び手帳記号番号払出簿の内容の調査・確認を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が保険料をまとめて納付したとする昭和53年3月ごろは特

例納付期間には該当せず、申立期間に係る保険料を特例納付することもできない。

加えて、申立人が陳述する納付金額は保険料の所要額と大きくかい離している上、国民年金手帳の払出区役所も齟齬^{そご}しており、申立人の記憶は曖昧^{あいまい}である。

このほか、申立人の申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から50年10月まで

私は、第二子を出産後の昭和45年1月ごろにA市役所で国民年金に任意で加入し、初めの保険料を市役所の窓口で納め、その後の保険料については市役所の窓口と集金人に納めてきた。領収書は残っていないが、保険料を納めたのは間違い無く、申立期間を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月ごろ国民年金の加入し、初めの保険料を市役所の窓口で納め、その後の保険料については市役所の窓口と集金人に納めてきたと申し立てている。

ところで、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の夫が厚生年金保険に加入していたことから任意加入が必要となる。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人が所持する年金手帳、市の被保険者名簿、社会保険事務所の記録のいずれにおいても、申立期間より後の昭和50年11月29日に新規資格取得日として任意加入していることが確認できる。任意加入の場合には、加入し日からさかのぼって資格を取得することができず、申立期間は国民年金の未加入期間となるため、保険料を納付することができない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時に居住していた市町村を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、その存在をうかがわせる痕跡は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 56 年 4 月までの期間及び 57 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月から 56 年 4 月まで
② 昭和 57 年 6 月

国民年金へは 20 歳から加入することが義務だと思っていたので、20 歳になった時に加入手続をして保険料を納めていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、市の被保険者名簿から、申立人が平成 4 年 11 月 2 日に国民年金の加入手続を行い、同年 11 月 1 日で国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」も市の記録と同様に同年 11 月 1 日と記載されているが、この場合、申立期間①及び②は未加入期間となるため、制度上、この国民年金手帳記号番号によっては、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時において国民年金への加入手続を行った上で、国民年金手帳記号番号の払い出しを受けなければならない。このため、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、昭和 51 年 2 月から 56 年 4 月までの期間及び 57 年 6 月から同年 8 月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容の確認をしたほか、別の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金への加入時の状況や当時の保険料納付状況等に

関する記憶が曖昧^{あいまい}であるほか、申立期間における国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年9月まで

私は、昭和45年1月に結婚を契機としてA市役所で夫婦二人共に国民年金に加入した。

昭和45年1月から1年程度、会社勤めをしており、その収入の中から夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

現在持っている年金手帳とは別の年金手帳を持っていた記憶があり、保険料は、最初は市役所で支払っていたが、しばらくして銀行で納めるようになった。

納めたはずの国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月にA市で夫婦二人共に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入記録をみると、A市において昭和50年11月29日に払い出された国民年金手帳記号番号により、同年10月15日に任意加入者として国民年金の資格を取得していることが確認できるが、任意加入者は加入手続をした日からさかのぼって、国民年金の被保険者となれないため、申立期間は未加入期間となり、この手帳記号番号では、制度上申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料についてはA市で納付していたとすると、同一市において納付が継続されているにもかかわらず同一被保険者に別の手帳記号番号が払い出されることは考え難い。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳とは別の年金手帳を所持していたとするものの、その色等年金手帳に関する記憶は曖昧である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の縦覧検索を行うとともに、氏名の別読検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月まで

長女が生まれてから長男が生まれるまでの、昭和45年1月から47年2月ごろまでの間に、A市役所で職員から「今であれば過去10年間さかのぼって未納分をすべて納付できる措置がある。」と教えられ、夫婦一緒に夫婦二人の国民年金に加入し夫婦二人分の保険料の納付を開始した。

さかのぼった期間の保険料は分割にし、月々の保険料と一緒に国民健康保険料と併せて毎月市役所窓口で納付した。

当時の生活は楽ではなく、日々切り詰めたものであり、幼子を連れて乳母車で市役所まで行った記憶がある。

夫婦二人一緒に加入手続をし、夫婦二人分の保険料の納付を開始したはずなのに加入の時期が同一日でないこと、また、夫の納付記録と食い違いがあることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月から47年2月ごろまでの間に、夫婦二人共に国民年金に加入し、夫婦二人分の未納保険料のすべてを遡^{そきゅう}及納付したと申し立てている。

そこで、申立人とその夫の国民年金への加入状況をみると、申立人の手帳記号番号の払出日は昭和52年12月27日であるが、申立人の夫は53年8月30日と夫婦別々に払い出されていることが社会保険庁の記録から確認でき、申立人の払出日からすると、当時は特例納付期間ではないため、申立期間の保険料は制度上納付することができない。

また、申立人は、遡^{そきゅう}及納付した保険料額について1万円前後だったとすると、申立ての時期に特例納付した場合の保険料額は、4万9,950円となり陳

述と符合しない。

さらに、申立人はこれまでに保有していた年金手帳について、現在所持する昭和52年12月27日に払い出された手帳記号番号による年金手帳のみであるとしている。

加えて、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読検索及び昭和45年1月7日から48年12月5日までの手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

なお、申立人の夫は、申立期間のうち、昭和36年4月から44年3月までの期間について、55年6月に特例納付していることが確認できるが、申立人の夫は、当時特例納付しなければ年金受給権を得ることができない状況であり、申立人にとっては、特例納付をしなくとも60歳に達するまで保険料を納付すれば受給権を得ることが可能な状況であったため、申立人の夫のみが特例納付を行ったという可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年12月まで

昭和51年4月ごろに初めて年金の納付書を郵送で受け取り、すぐに1年分を前払いした。直後の同年5月ごろに2回目の納付書が送られてきたが、1回目より保険料が安かったので、役所に電話で問い合わせたところ、過去にさかのぼっての保険料だから安いとの返事をもらい、支払っておくほうが得だと思った記憶があり、同年6月に支払った。

当時は、A銀行で毎月の給料から1年積立貯金をしていたので支払にはそのお金を当て、その後も保険料は同様に前納していた。

保険料はすべて支払っているはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、昭和53年3月31日に払い出されていることが同払出簿から確認できるが、払出日からすると申立期間については制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人の保険料の納付状況をみると、昭和53年4月に昭和53年度の保険料を前納し、その後社会保険事務所からの催告を受け、当時過年度納付が可能な期間を最大限さかのぼり、昭和51年1月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、時期は相違するものの納付方法については申立内容と符合する。

さらに、申立人は、納付書を受け取った時期や納付した保険料額についての記憶が曖昧である。

加えて、氏名別読検索を実施したが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年12月まで
昭和43年12月ごろ、社長に国民年金への加入を勧められ、A市役所で加入した。
申立期間については、私が毎月、A市役所で保険料を納めていたのに未納とされている期間があり納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、A市役所で毎月保険料を納付してきたのに、未納とされており納得できないとして申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の最初の年金手帳記号番号は、昭和43年12月3日にA市において払い出されていることが確認でき、申立人の陳述と符合する。しかしながら、保険料の納付状況をみると、同年12月から44年3月までの期間の保険料は、この年金手帳記号番号により同年10月22日に過年度納付されていることが確認でき、A市役所で毎月保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は、この年金手帳を所持していた記憶は無いとしている上、納付に際しては年金手帳及び納付書によることなく、A市役所で現金だけを支払っていたとする申立人の陳述は不自然である。

さらに、申立人の二番目の年金手帳が、昭和52年11月25日にA市において発行されていることが確認でき、申立期間の保険料が継続して納付されていた場合に、別の年金手帳記号番号の年金手帳が発行されることはない上、最初の年金手帳記号番号は、取消処理がなされていることが同払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿から確認できることから、申立期間について保険料が納付

されていたとは考え難い。

次に、申立人の二番目の手帳記号番号の発行時期は、前述のとおり、昭和52年11月25日であることが確認でき、この場合、申立期間のうち、44年4月から50年9月までの期間の保険料は制度上納付することができず、また、同年10月から同年12月までの期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、この年金手帳による保険料の納付状況を見ると、申立人は、申立期間直後の昭和51年1月から52年3月までの期間の保険料を53年4月6日に過年度納付し、52年4月から53年3月までの期間の保険料を同年3月20日にまとめて現年度納付した後は3か月ごとに納付していることが確認できることから、同年3月がこの年金手帳による納付の始期とみられ、この時点において、申立期間の保険料は時効の到来により、制度上、納付できない期間に当たっている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から47年3月まで

私は、学校卒業後の昭和39年4月、父の経営する会社で勤務するようになり、そのころに母が国民年金への加入手続をしてくれたはずである。

昭和42年6月に結婚するまでの期間の保険料は、母が母自身及び父の保険料と一緒に集金人に納付して、結婚後は、妻が妻自身の保険料と一緒に集金人に納付していた。

私自身は、国民年金保険料の納付に一切関与していないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月ごろに母親がA市で国民年金の加入手続を行い、同年4月以降、結婚した42年6月までは母親が、同年7月からは妻が自身の保険料を継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年9月であることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容と符合しない。

また、払出時点において、申立期間のうち、昭和39年4月から44年12月までの期間の保険料は制度上納付できず、45年1月から47年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人及びその妻は、申立期間の夫婦二人分の未納保険料をまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

さらに、申立期間当時申立人と同居していた弟の国民年金納付記録をみると、昭和36年11月から46年4月の前月まで未納となっており、母親が申立人の分のみ保険料を納付していたと考えることは不自然である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、申立人の母親及び妻が申立期間の申

立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から51年4月まで

私は、大学在学中の昭和45年6月ごろ、20歳になったので母と一緒にA市役所に行き、国民年金に加入しました。昭和51年5月に厚生年金保険に加入するまで、保険料はほとんど母が支払っていましたが、自分で納付したこともあります。

母から、申立期間の自分の年金保険料領収証書を渡されて保管していましたが、何度か引っ越しするうちに紛失してしまいました。

しかし、母は申立期間の年金保険料の支払いをしており、自分の保険料領収証書を保管しています。

私のみ申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、同年6月以降厚生年金保険被保険者資格を取得した51年5月の前月まで、主として母親が保険料納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和56年8月10日にA市で払い出されていることが確認でき、払出時期が申立内容と符合せず、払出時点において申立期間の国民年金保険料は時効により、制度上納付できない。

また、申立期間のうち、昭和45年6月から47年3月までA市では、印紙検認方式による保険料徴収が行われていたが、申立人及び母親は、申立人の保険料納付について、集金人に印紙検認をしてもらった記憶が無く、特例納付制度

を活用し過去の未納保険料をまとめ払いした記憶も無いと陳述している。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から52年11月まで

私の国民年金への加入は、昭和52年12月に私の夫が手続をしてくれました。加入後に特例納付の制度があったので、私の夫がその制度を利用して同年11月までの保険料を前の会社の退職時までさかのぼって納めてくれました。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月に夫がA市で国民年金保険の加入手続を行い、加入から数年後に実施された特例納付実施時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した40年1月から52年11月までの未納保険料も夫が特例納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和52年12月14日にA市で任意加入手続を行っていることが同市の被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳から確認でき、加入時点において同市が申立期間を任意未加入期間と認識していたことが明らかである以上、同市が申立期間の過年度保険料の納付書を申立人の夫に交付したとは考え難い。

また、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を特例納付したこと示す関連資料が無く、それをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年2月までの期間、59年4月から61年3月までの期間及び平成4年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から50年2月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで
③ 平成4年7月から同年10月まで

昭和50年ごろ、A市役所において、職員から国民年金保険料を納付できていない期間のあることを教えてもらった。46年までさかのぼって納付できると言われ、同市役所の職員に保険料を計算してもらったところ、約10万円であった。そこで、後日、自宅にあった現金を持って同市役所に出向き、申立期間①の未納となっていた保険料を納付し、複写式の領収書を受け取った。

A市役所において保険料の納付手続をした時、ねずみ色の年金手帳を持っていた。その手帳はいつどこで受け取ったか覚えていない。

A市役所において保険料納付手続をした時期より前の期間の一部は保険料を納付した。保険料は500円又は800円ぐらいだった。その期間の保険料は納付書を使って銀行又は市役所で納付した。

B社を退職した昭和59年3月ごろ、C市役所において国民年金の再加入手続をした記憶は無いが、納付書を使って銀行又は市役所で申立期間②の保険料を納付した。保険料は1,500円ぐらいであった。

D社を退職した平成4年6月ごろ、C市役所において国民年金の再加入手続をした記憶は無いが、納付書を使って銀行又は市役所で申立期間③の保険料を納付した。保険料がいくらぐらいであったか覚えていない。

上記期間が未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月に A 市で国民年金の加入手続を行い、申立期間①のうち、46 年 1 月から 49 年 3 月までの期間の保険料を特例納付し、同年 4 月から 50 年 2 月までの保険料を現年度納付し、厚生年金保険加入期間直後の申立期間②及び③についても、C 市から送付された納付書により現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和 50 年 3 月 4 日に A 市で任意加入手続を行っていることが、同市の被保険者名簿から確認でき、加入時点において同市が申立期間①を任意未加入期間と認識していたことが明らかである以上、同市が申立期間①のうち、46 年 1 月から 49 年 3 月までの期間の過年度保険料の納付書、及び同年 4 月から 50 年 2 月までの現年度保険料の納付書を申立人に交付したとは考え難い。

次に、申立期間②についてみると、同期間当時居住していた C 市の国民年金被保険者個人票の記録上、任意未加入期間とされており、同期間直前の厚生年金保険加入期間（昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月まで）も未加入期間とされている。このことから、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 59 年 4 月以降に同市で国民年金の任意加入手続を行わなかったと考えることが自然であり、同市が申立期間②に係る現年度保険料の納付書を申立人に交付したとは考え難い。

さらに、申立期間③についてみると、同期間当時居住していた C 市の国民年金被保険者個人票の記録上、3 号被保険者期間とされており、同期間直前の厚生年金保険加入期間（平成 4 年 2 月から同年 6 月まで）も 3 号被保険者期間とされている。このことから、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 4 年 7 月以降に同市で国民年金の任意加入手続を行わなかったと考えることが自然であり、同市が申立期間③に係る現年度保険料の納付書を申立人に交付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無く、それをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和 45 年 7 月に E 市で別の国民年金手帳記号番号の払い出しを受けていることが同手帳記号番号払出簿から確認できるが、同記号番号は後日、保険料未納を原因として資格取消しの処理がなされていることから、同記号番号により申立期間①、②及び③の保険料納付を行ったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

夫が厚生年金保険に加入していたので、私は国民年金に加入していなかった。夫が仕事をやめて自営業となってしばらく後に、市役所の人が店に来て、国民年金に加入するよう勧めてくれた。

その時、「今さかのぼって支払うと、最初から支払っているのと同じになる。」との説明を受け、加入手続と同時にさかのぼってまとめ払いをした。A業をしていたので、ある程度の現金は常に用意していた。

その後3か月に一度、集金人に国民年金保険料を納付するようになったが、しばらく経ったころ、まとめ払いした領収書を年金手帳に貼^はっておくように集金人に言われ、手帳を探したが見つからなかった。集金人にその旨を伝え、次の集金日に『再交付』というゴム印を押した手帳を持って来てくれた。その時、発行日が「昭和42年8月11日」となっていたので、「これでは、昭和42年8月からしか支払っていないことになりますね。」と言うと、集金人は「資格取得日が昭和36年4月1日になっているから大丈夫。」と答えた。

集金人に「初めから支払っていることになる。」と言われたので、さかのぼってまとめ払いをしたし、資格取得日が昭和36年4月1日であるので、同年4月から納めているはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろにB市の集金人の勧めで国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金制度が発足した36年4月までさかのぼって過去の未納保険料を一括納付し、以後集金人に現年度納付をしていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 39 年 12 月 15 日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において、申立期間のうち、36 年 4 月から 37 年 9 月までの保険料は、時効のため制度上納付することはできず、申立内容と符合しない。

また、申立人と同日に手帳記号番号が払い出された 50 人の被保険者の保険料納付状況を調査したところ、資格取消し及び納付記録の全く無い被保険者を除くと、実際に保険料納付を開始した者は 27 人にとどまることから、夫婦に対する手帳記号番号の払い出しは、職権適用によるものと推定でき、集金人の勧めで国民年金の加入手続を行ったとする陳述とも符合しない。

さらに、申立人と同日に手帳記号番号が払い出された 50 人の被保険者のうち、過年度納付を行った可能性のある者は国民年金受給権を得るために過年度納付をすることが不可欠だったと考えられる 1 人のみであることから、B 市が手帳記号番号払出当時 29 歳であった申立人に対し、積極的に過去の未納保険料の納付を勧奨したとは考え難い。

加えて、申立人は昭和 39 年度以降の国民年金保険料を現年度納付した際に使用した国民年金手帳は紛失し、昭和 42 年 8 月に手帳の再交付を受けたと陳述しているが、連番で払い出された申立人の夫の国民年金手帳については、45 年 11 月に更新されるまでその存在を認識していなかったと陳述していることから、申立人は 39 年当時交付された夫婦二人分の手帳について認識していなかった可能性も否定できない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無く、それをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から45年3月まで

昭和43年6月に私が退職した時、長男がまだ小さかったので、妻はすぐにA市役所で国民健康保険の加入手続を行った。窓口で国民年金への加入を勧められたので、国民年金保険料額を聞くと、一人200円、夫婦二人で400円だったので、国民年金加入手続を行った。

国民年金保険料は、毎月末、妻が女性の集金人に夫婦二人分を納付していた。申立期間については、領収書はもらっていないが、集金人が鞆の中に入れていた手帳のようなものに何か記録していた。

時期は覚えていないが、集金人が国民年金手帳を持ってきたので、その手帳を見ると、検認印欄は昭和45年度から始まっていたので、申立期間の保険料のことを聞くと、手帳の2ページ目の資格取得日欄(昭和43年6月30日)を指し、この日から納付した証となるので大切に保管するように言われた。

以上の事情にかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の翌月以降、60歳までの国民年金保険料を完納している。

ところで、申立人夫婦は、昭和43年6月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、45年6月28日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料を集金人に現年度納付することはできない。

また、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料について、毎月末に集金人に納付し、領収書はもらわなかったと申し立てているが、申立期間当時、A市の保険料収納方法は、年金手帳への印紙検認方式であり、原則として3か月ごとに集金しており、申立内容と符合しない。

さらに、昭和43年5月から45年6月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2501

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から45年3月まで

昭和43年6月に私が退職した時、長男がまだ小さかったので、私はすぐにA市役所で国民健康保険の加入手続を行った。窓口で国民年金への加入を勧められたので、国民年金保険料額を聞くと、一人200円、夫婦二人で400円だったので、国民年金加入手続を行った。

国民年金保険料は、毎月末、私が女性の集金人に夫婦二人分を納付していた。申立期間については、領収書はもらっていないが、集金人が鞆の中に入れていた手帳のようなものに何か記録していた。

時期は覚えていないが、集金人が国民年金手帳を持ってきたので、その手帳を見ると、検認印欄は昭和45年度から始まっていたので、申立期間の保険料のことを聞くと、手帳の2ページ目の資格取得日欄(昭和43年6月30日)を指し、この日から納付した証となるので大切に保管するように言われた。

以上の事情にかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の翌月以降、60歳までの国民年金保険料を完納している。

ところで、申立人夫婦は、昭和43年6月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、45年6月28日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険

料を集金人に現年度納付することはできない。

また、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料について、毎月末に集金人に納付し、領収書はもらわなかったと申し立てているが、申立期間当時、A市の保険料収納方法は、年金手帳への印紙検認方式であり、原則として3か月ごとに集金しており、申立内容と符合しない。

さらに、昭和43年5月から45年6月までの国民手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月から39年3月まで

昭和35年2月ごろ、町内会の役員が来て、母が加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、結婚前については、毎月集金人が来て、母が納付してくれていた。そのことは、妹達も知っている。

結婚後は、3か月ごとに集金人が自宅に来て、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、年金手帳に領収印をもらっていた。納付金額は記憶に無い。

なお、夫は、私の国民年金保険料をさかのぼって納付したのかも知れない。

以上の事情にかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。夫は納付済みとなっているのに私は未納とされているのは不思議である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の翌月以降、平成10年度末までの420か月の国民年金保険料を納付している。

ところで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月25日にA市で払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできず、37年7月以前の国民年金保険料については制度上過年度納付することもできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号は確認できなかった。

さらに、申立人は、昭和35年2月に母が町内会の役員に対して国民年金加入手続を行い、保険料納付を行っていたと申し立てているが、B市では、36年4月からの国民年金制度の運用開始前に加入勧奨を行っていたことはあるが、加入手続及び保険料収納は、国民年金制度が発足した同年4月以降からし

か行っておらず、また、加入手続を自治会が行うことはなかったと回答している。

加えて、申立人は、昭和 39 年 9 月に国民年金に加入して以降、申立期間の国民年金保険料を、夫が A 市の集金人に対し、さかのぼって納付したかも知れないと申し立てているが、市では、制度上過年度保険料を取り扱うことはできない。

このほか、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年3月まで

私は、昭和43年4月ごろ、A業務従事者になり、国民年金加入手続きを行い、B地区のC組織近くの建物の窓口で、定期的に年金手帳を持参して保険料を納付していた。D市に居住していた申立期間当時の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の13か月を除き、国民年金保険料を完納していることから、保険料の納付意識は高いものと考えられる。

しかしながら、申立人は、昭和43年4月ごろに国民年金加入手続きを行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は44年3月24日に払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、43年3月の保険料は現年度納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

さらに、昭和43年度分の保険料を現年度納付するためには、昭和44年4月までの1か月から2か月の間に1年分の保険料を支払う必要があるが、申立人は定期的に納付していたと申し立てている。

加えて、申立人は、昭和45年4月2日にE市へ転入しているが、同市の国民年金被保険者名簿の納付記録をみても、43年3月及び昭和43年度の保険料は未納とされている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和37年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年3月まで

私が20歳になった時、店主の国民年金保険料を集金するために来ていた男性から、「成人になられおめでとう。」と言われ、国民年金の加入を勧められ、加入手続を行った。

当初の保険料は100円であり、集金人に保険料を納付した時は領収証書をもったり、年金手帳にスタンプを押してもらったりしていた。

年金手帳は店主が保管しており、私の仕事が忙しく手が離せない時は、一緒に住み込みで働いていた姉や、店主が保険料を立て替えて納付してくれていたもので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ集金人に保険料を納付していたとする店主のA市の被保険者名簿を見ると、申立期間の保険料はすべて現年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立人が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付してきたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料を現年度納付することができず、38年12月以前の保険料は制度上過年度納付することもできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、A市役所の被保険者名簿を見ても申立期間は未納とされている。

加えて、申立人の国民年金手帳を保管していたとする店主は既に他界しており、申立人が申立期間に係る保険料を納付していた事情等を汲み取ろうとしても、保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情を見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から49年9月までの期間及び58年11月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から49年9月まで
② 昭和58年11月から59年3月まで

経済的に困ったことは一度も無いし、納付しない理由が無い。私の性格上、納めない訳が無い。また、納付した時期や金額は、30年以上も前のことだから覚えていない。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①についてみると、申立人の手帳記号番号の払出時期は、昭和59年9月21日であることが同払出簿の記録から確認できる。この場合、払出時点では、この期間の保険料は時効により、既に納付できない期間となっている。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、この期間直後の昭和59年4月から62年3月までの3年間について、全額免除申請を行っていることが社会保険庁の記録から確認でき、経済的に困ったことは一度も無いし、納付しなかったことは無いとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳による納付の可能性を確認するために、社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うとともに、旧姓を含め氏名の別読みによる検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続、保険料納付方法及び納付金額についての記憶が定かではないほか、申立期間①及び②について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から45年3月まで
昭和44年ごろにA中学校で年金の説明会に参加した後に、B市役所で国民年金の加入手続をした。その時に、申立期間の保険料をさかのぼって約7万円から8万円を支払いました。また、さかのぼって納付した後からは、夫婦一緒に定期的に夫婦二人分の保険料を納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期をみると、直前の任意加入者の資格取得日が昭和50年12月24日であり、なお、申立人は同年12月末日が納期限である附則18条に基づく特例納付を行っていることが、社会保険庁の特殊台帳の記録から確認できることから、同年12月下旬になされたものと推定できる。この場合、払出前の44年ごろに加入し、41年6月までさかのぼって保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間直後の昭和45年4月から50年3月までの60か月分の保険料を特例(附則18条)及び過年度納付の組み合わせにより遡^{そきゅう}及納付していることが特殊台帳から確認できる。一方、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の納付記録をみると、昭和45年度分は現年度納付していることが、同人所持の年金手帳の検認印から確認できる。この場合、申立期間の保険料を遡^{そきゅう}及納付した後は、夫婦二人分を一緒に現年度納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人自身さかのぼって納付したのは、昭和44年ごろに行った申立期間の1回だけであるとしており、この点においても、申立人の陳述とは符合せず、申立期間直後の附則18条に基づく、特例納付と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立期間を含め遡^{そきゆう}及納付した場合に、保険料金額は約 10 万円になり、約 7 万円から 8 万円の保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

そのほか、別の年金手帳による納付の可能性を確認するために、別読みによる氏名検索を行ったが、その存在は確認されなかったほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から56年3月まで

昭和45年3月に結婚をした際に、夫が私の年金の加入手続をした。その時に、婚姻前の会社勤めを辞めた44年4月までの保険料をさかのぼって支払いました。その後は、夫が私の分の保険料を含めて夫婦二人分を定期的に支払いました。夫は既に亡くなっているため、詳しいことは分かりませんが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期をみると、直前の任意加入者の資格取得日（昭和56年10月30日）から、申立人の記号番号払出簿の払出日（昭和56年11月14日）までの間になされたものと推定できる。この場合、昭和45年3月の結婚を契機に申立人の夫が加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しないほか、手続時点では、申立期間のうち、54年6月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間となっている。

また、昭和54年7月以降の保険料について、過年度納付は可能であったものの、この間の夫の納付記録をみると、現年度納付であることが市の被保険者名簿の記録から確認でき、手続後は定期的に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含めた氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、払出簿の縦覧調査を行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年4月までの期間及び48年6月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から48年4月まで
② 昭和48年6月から50年12月まで

昭和47年会社を退職すると同時にA市に転居した時、私は両親から「国民年金に加入するのは国民の義務だ。」と言われて納得し、退職後すぐに国民年金に加入した。ただし、加入手続を自分で行ったのか、どこで行ったのかなどについては覚えていない。加入後は職安の紹介による職業訓練校でB業務の資格を取得し、その後C社で勤務していたので、その間の保険料は母が納付してくれていたと記憶している。保険料は基本的には3か月ごとにその時々を納付書によって納めていたと思う。昭和63年の転居時に社会保険事務所で国民年金の記録を確認してもらった時は記録の漏れは無かった。ところが、昨年社会保険庁から「年金加入記録のお知らせ」が送られてきたとき、厚生年金保険の期間が抜けていたので訂正してもらったが、訂正後送られてきた「お知らせ」にも国民年金加入月数の42か月が抜け落ちていた。同年に社会保険事務所で調べてもらったときには年金記録の漏れは無かったのだから、その後記録が失われたとしか思えない。今一度調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和47年8月に会社を退職後、遅滞無く国民年金加入手続を行って、同年8月から50年12月まで途中の1か月（厚生年金保険加入期間）を除いて国民年金保険料を主として母を通して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、市への自主納付の申込みが昭和50年9月30日になされていることが市の被保険者名簿から確認でき、同日に加入手続がなされたものと推定できる。また、この点は、手続から数週間程度作成日数を要することがある同名簿の作成日が同年10月15日となっていることと整合している。この場合、47年8月に会社退職後すぐに加入手続したと

する申立人の陳述とは符合しない。また、この加入手続時点では申立期間①及び②のうち、48年6月の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

次に、申立期間②のうち、昭和48年7月から50年3月までの間についてみると、加入手続時点では過年度納付は可能であったものの、その場合、申立人の母親がこの期間の保険料を3か月ごとに納付書を用いて現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。また、この期間のうち、市では昭和48年度分の納付方法は印紙検認方式によりなされており、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間②のうち、昭和50年4月から同年12月までの間についてみると、加入手続時点では、現年度納付は可能であったものの、市の被保険者名簿の記録にその形跡はみられない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため旧姓を含む氏名検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うも、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人は申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、また、納付をめぐる記憶も定かではなく、申立期間①及び②について、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

私が20歳になった時、姉が国民年金の加入手続をしてくれました。当時は、義理の兄とA業の仕事をしており、姉の所に住んでいましたので、このような手続や保険料の納付等は全部姉に任せていました。保険料の納付場所は、B地区のC施設近くにある建物で納付していたと思います。

しかし、記録では、昭和42年4月から45年3月までの分が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料納付について、申立人の姉が申立人に代わり行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、申立人が所持する年金手帳の発行日から昭和46年4月6日になされたことが確認でき、42年4月に申立人の姉が加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、この手続時点では、申立期間のうち、昭和43年12月以前の保険料については、時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

さらに、申立期間のうち、昭和44年1月以降の保険料について、過年度納付は可能であったものの、その場合、申立人の姉が市役所の出張検認施設と推定できるB地区の建物で定期的に現年度納付していたとする陳述とは符合しない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索のほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において昭和42年4月から45年3月までの間の手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる事情はみられなかった

このほか、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から52年12月まで

当時勤めていたA市のB店を辞め、昭和39年5月にC市のD店にお世話になりました。D店の2階に住み込みで働いており、D店店主に年金手帳を預けていました。保険料は給料から天引きされ、D店店主が私に代わり納付していただいているものだと思っていました。

その後、昭和41年及び42年ごろにE市のF店に移った際も同様に住み込みで働いていましたし、その時も保険料は給料から天引きされ、F店店主が私に代わり納付していただいているものだと思っていました。

しかし、記録では、昭和39年5月から52年12月までの分が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時の勤務先の店主が申立人に代わり納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、A市において昭和39年2月26日に払い出されていることが同払出簿の記録から確認できる。また、申立人の納付記録をみると、手帳記号番号払出直後の39年4月に38年2月までさかのぼって保険料を納付していることが同市の被保険者名簿の記録から確認できる。

一方、申立人は昭和39年5月にC市へ転居しており、同市で保険料を納付するためには国民年金に係る住所変更手続が必要となるが、申立人の特殊台帳の記録から当該手続がなされた形跡は認められない。さらに、申立人は、41年5月にE市に転居しているが、同様に住所変更手続がなされた形跡は認められない。

加えて、申立人の特殊台帳をみると、昭和63年9月の時点において不在被保険者として管理されていた記録が確認できる。この場合、この不在確認時点では、申立期間に係る保険料については、時効の成立により、既に納付できな

い期間になっている。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人は、当時の勤務先の店主に手続等を一任し直接関与しておらず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から47年10月まで

昭和39年4月中旬に、近所の知人に勧められ、知人と集金人と私の3人で市役所に出向いて自分で国民年金の加入手続を行った。年金手帳は、後日、集金人が自宅に届けてくれた。当時は、集金人が3か月に一度自宅に来て、保険料を支払うと薄い紙に丸い領収印を押してもらい、その領収書を手帳には貼り付けていた。集金人が来ないときは、市役所からの連絡で夫が保険料を持参していた。当初の年金手帳が満紙となり、47年11月に現在所持している手帳を市役所から受け取った。61年4月に第3号被保険者になったので、夫の職場に年金手帳を2冊提出したが、そのうちの1冊は返してもらえなかった。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳をみると、昭和47年11月8日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得したことが記載され、手帳記号番号の払出日と一致している上、昭和47年度の印紙検認記録欄の昭和47年4月から同年10月まで「不要」のゴム印が確認できることから、申立期間は、任意加入被保険者の未加入期間であり、申立人は、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、現在所持する年金手帳の前に、もう1冊別の年金手帳が存在していたと申し立てているところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、申立人の要望にもとづき生まれ年を「昭和13年」として各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、保険料を支払うと自分で領収証書を年金手帳には貼り付けていたとしているが、申立期間当時、A市の保険料徴収方法は、手帳に直接印

紙を貼付^{ちょうふ}する印紙検認方式であり、実態と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年3月までの期間及び同年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から45年3月まで
② 昭和45年7月から51年3月まで

父が、家に来ていた集金人に私の国民年金の加入手続を行い、その時、保険料を過去にさかのぼって集金人に納めてくれた。それ以降の保険料は、両親が自分達の保険料と一緒に納めていたと思う。

結婚後、実家から「いい加減に嫁ぎ先で納めてもらいなさい。」と言われ、昭和51年12月6日付け領収印のある同年7月から同年9月までの国民年金保険料領収証書を渡された。両親が私の年金を納めてきてくれていたことに感謝したことを覚えている。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する父親が残したとする手帳のメモをみると、昭和45年9月1日に申立人の国民年金の加入手続を行ったことを示す記載があり、国民年金手帳記号番号払出簿に記載された申立人の手帳記号番号の払出日とも一致することから、父親は、この日に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。この時点において、申立期間①の保険料は、過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に対して、当該期間の保険料を納付することができないものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の印紙検認記録欄をみると、加入手続日と同日である昭和45年9月1日付けで、同年4月から同年6月までの期間にさかのぼって納付したことを示す検認印が確認でき、父親が加入時に保険料をさかのぼって納付してくれたとする申立内容と符合するとともに、申立期間②については、検認印が無い。

さらに、申立人は、納付に直接関与しておらず、当時の具体的な納付状況等は不明であるほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私達夫婦は外国籍だが、「A業」という職業柄、老後が心配で国民年金に加入したく、何度か区役所に問い合わせたところ、「法律が無い。」との理由で加入できず悔しい思いをしていた。

1年又は2年ぐらいして、報道で外国籍の者も国民年金に加入できる法案が国会で通ったことを知り、大変うれしく思い、妻に区役所に向かわせた。この時の気持ちは今でも鮮明に覚えている。加入時の納付金額は一人5,000円ぐらいで、以後、夫婦二人分の保険料を区役所の窓口又は区役所内の銀行で支払ってきた。年金手帳は、保険料の納付を開始して3年から5年たったところに送られてきて、「なぜ今ごろ」と不審に思ったが、年金手帳には「はじめて被保険者となった日」の欄に昭和57年1月1日と記載があり、保険料を支払い始めた時期と同じであったので安心し、特に問い合わせはしなかった。

最近になって、上記期間が未納とされていることを知り、区役所でこの日付のことを話すと「被保険者となった日と納付日とは関係無い。」と言われたが、どうしても納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金被保険者の国籍条項が撤廃された昭和57年1月ごろに国民年金に加入し、年金手帳が交付されないまま、保険料の納付を開始したと申し立てているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが前提となる。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和61年1月10日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間のうち、57年12月以前の保険料は、制度上、納付することができないものと考えられる。また、58年1月から60年3月までの保険料は過年度保険料であり、現年度である同年4月から61年3月までの保険料とともに

に納付するためには、手帳記号番号の払出時点以降において、過去の保険料をさかのぼってまとめ払いしなければならないが、申立人夫婦は、その記憶が無いと陳述している。

また、申立期間の保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を本名を含めた各種の氏名によりすべて視認し、本名を含めた各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、申立人夫婦が加入手続を行ったとする昭和 57 年 1 月当時の B 市発行のパンフレットをみると、「昭和 57 年 1 月 1 日現在で、35 歳以上の人は、加入しても老齢年金を受けられません。」との記載があり、当時、申立人夫婦は共に 35 歳を超えていたため、国民年金に加入しても老齢年金を受けることができなかったものと考えられる。しかしながら、その約 4 年後の昭和 61 年 4 月の国民年金法改正により、20 歳から 56 年 12 月までの期間を合算対象期間として算入できることとされたことに伴い、申立人夫婦にも老齢基礎年金受給の可能性が生じたことから、61 年 1 月ごろに夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、法改正が行われた同年 4 月から納付を開始したものとするのが自然である。

なお、国籍条項が撤廃された昭和 57 年 1 月 1 日現在において 20 歳以上の在日外国人については、加入手続を行った日にかかわらず、基本的に昭和 57 年 1 月 1 日までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得する取り扱いとされている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2514

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私達夫婦は外国籍だが、「A業」という夫の職業柄、老後が心配で国民年金に加入したく、何度か区役所に問い合わせたところ、「法律が無い。」との理由で加入できず悔しい思いをしていた。

1年又は2年ぐらいして、報道で外国籍の者も国民年金に加入できる法案が国会で通ったことを知り、大変うれしく思い、区役所に出向いた。この時の気持ちは今でも鮮明に覚えている。加入時の納付金額は一人5,000円ぐらいで、以後、夫婦二人分の保険料を区役所の窓口又は区役所内の銀行で支払ってきた。年金手帳は、保険料の納付を開始して3年から5年たったころに送られてきて、「なぜ今ごろ」と不審に思ったが、年金手帳には「はじめて被保険者となった日」の欄に昭和57年1月1日と記載があり、保険料を支払い始めた時期と同じであったので安心し、特に問い合わせはしなかった。

最近になって、上記期間が未納とされていることを知り、区役所でこの日付のことを話すと「被保険者となった日と納付日とは関係無い。」と言われたが、どうしても納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金被保険者の国籍条項が撤廃された昭和57年1月ごろに国民年金に加入し、年金手帳が交付されないまま、保険料の納付を開始したと申し立てているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが前提となる。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和61年1月10日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間のうち、57年12月以前の保険料は、制度上、納付することができないものと考えられる。また、58年1月から60年3月までの保険料は過年度保険料であり、現年度である同年4月から61年3月までの保険料と共に納付するためには、手帳記号番号の払出時点以降において、過去の保険料をさ

かのぼってまとめ払いしなければならないが、申立人夫婦は、その記憶が無いと陳述している。

また、申立期間の保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を本名を含めた各種の氏名によりすべて視認し、本名を含めた各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、申立人夫婦が加入手続を行ったとする昭和 57 年 1 月当時の B 市発行のパンフレットをみると、「昭和 57 年 1 月 1 日現在で、35 歳以上の人は、加入しても老齢年金を受けられません。」との記載があり、当時、申立人夫婦は共に 35 歳を超えていたため、国民年金に加入しても老齢年金を受けることができなかったものと考えられる。しかしながら、その約 4 年後の昭和 61 年 4 月の国民年金法改正により、20 歳から 56 年 12 月までの期間を合算対象期間として算入できることとされたことに伴い、申立人夫婦にも老齢基礎年金受給の可能性が生じたことから、61 年 1 月ごろに夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、法改正が行われた同年 4 月から納付を開始したものとするのが自然である。

なお、国籍条項が撤廃された昭和 57 年 1 月 1 日現在において 20 歳以上の在日外国人については、加入手続を行った日にかかわらず、基本的に昭和 57 年 1 月 1 日までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得する取り扱いとされている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から61年9月まで

私は、A区役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口で1年分を全部支払ってくださいと言われたが、当時は、まとめて支払える経済状態で無かったので、1年分を1か月ごとに分割して支払うことのできる納付書を送ってもらった。その納付書で1年分を3回から4回に分けて支払い、その後も毎年、同じように支払ってきた。支払った金額や時期の記憶は無いが、同区役所で支払ったのに未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する年金手帳の国民年金の欄にある「はじめて被保険者となった日」に、会社を退職した昭和54年8月17日と記載されていることから、同日にB市A区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、住民票の記録をみると、申立人がB市民となった日は、59年4月5日であることが確認でき、この日前にB市において国民年金の加入手続を行うことはできないものと考えられる。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、B市A区において、昭和63年1月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間のうち、60年9月以前の保険料は、時効により納付することができないものと考えられる。また、申立人の納付記録をみると、手帳記号番号の払出時点において納付が可能であった同年10月以降の保険料のうち、申立期間直後の61年10月から62年3月までの6か月分の保険料をさかのぼって過年度納付し、同年4月以降の保険料から現年度納付を開始していることが分かる。

また、B市は、昭和62年度から、保険料の納付方式をそれまでの3か月単位の納付から毎月納付に移行しているが、申立人が記憶する納付書の様式は、毎月納付による納付書の様式と酷似していることから、納付記録による現年度納付の開始時期と符合する。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、

手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2516

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで
国民年金加入後の昭和41年又は42年ごろに、集金人から36年4月までの国民年金保険料をさかのぼって納付することができると聞いたため、まず39年4月から41年3月までの夫婦二人分の保険料を私が自宅で集金人に2回に分けて納付した。その後、42年末ごろまでに36年4月から39年3月までの夫婦二人分の保険料を私が自宅で集金人に一括で納付し、領収書のようなものをもらったと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が昭和42年末ごろまでに申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を自宅で集金人に一括納付したと申し立てている。

しかし、申立人及びその夫の国民年金手帳の発行日は昭和41年8月2日であることが同手帳により確認でき、申立人に払い出されている国民年金手帳記号番号によっては、申立期間は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の保険料を上記の手帳記号番号により納付するためには、特例納付によることとなるが、申立期間の保険料を納付したとする昭和42年末ごろは、特例納付時期と符合していない上、申立人は、同年末ごろ以外の時期に申立期間の保険料を一括納付したことは無いとしている。

さらに、申立期間の保険料額に関する申立人の記憶はあいまいである上、申立期間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫の同一期間の保険料も未納である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の妻は、国民年金加入後の昭和 41 年又は 42 年ごろに、集金人から 36 年 4 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたため、まず 39 年 4 月から 41 年 3 月までの夫婦二人分の保険料を 2 回に分けて集金人に納付した後、42 年末ごろまでに 36 年 4 月から 39 年 3 月までの夫婦二人分の保険料を自宅で集金人に一括納付したと言っている。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和 42 年末ごろまでに申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を自宅で集金人に一括納付したと申し立てている。

しかし、申立人及びその妻の国民年金手帳の発行日は昭和 41 年 8 月 2 日であることが同手帳により確認でき、申立人に払い出されている国民年金手帳記号番号によっては、申立期間は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の保険料を上記の手帳記号番号により納付するためには、特例納付によることとなるが、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したとする昭和 42 月末ごろは、特例納付時期と符合していない上、申立人の妻は、同年末ごろ以外の時期に申立期間の夫婦二人分の保険料を一括納付したことは無いとしている。

さらに、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、夫婦二人分の申立期間の保険料を納付したとされる申立人の妻も、申立期間の保険料額に関する記憶はあいまいであり、申立期間の保険料の納付状況等は不明である上、申立人の妻の同一期間の保険料も未納である。

加えて、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 12 月まで

会社を退職した昭和 54 年 12 月に、退職時に上司から手渡された書類を持って私自身が A 区役所に行き、何らかの手続を行った記憶がある。上司から渡された書類が何の書類であったか覚えていないが、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったのだと思う。

私たち夫婦の国民年金保険料の納付については、主に私が夫婦二人分の保険料を郵便局等で納付しており、昭和 55 年 1 月から同年 12 月までの期間についても、私又は夫が夫婦二人分の保険料を納付していたはずなので、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 54 年 12 月に、申立人自身が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立人又はその夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申立てている。

しかし、申立人は昭和 50 年 6 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、58 年 10 月 21 日に被保険者資格を再取得していることが特殊台帳の記録により確認でき、申立期間は、制度上保険料を納付することができない国民年金の未加入期間であることから、申立人に申立期間の保険料の納付書は発行されなかったと考えるのが相当である。

また、国民年金の切替手続に係る具体的な手続内容や申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等に関する申立人の記憶はあいまいであり、申立期間当時の国民年金加入状況や保険料納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や

周辺事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号払出簿の確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

A社における厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求したことも、受給したことも全く記憶に無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際に、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後 12 ページのうち、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に資格を喪失した 13 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 12 人みられ、うち 9 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 5 月 2 日に支給決定されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
② 昭和 43 年 1 月 30 日から 44 年 10 月 21 日まで

昭和 55 年 6 月から勤務した A 社に入社する前に社会保険事務所で年金番号を確認したところ、申立期間について、脱退手当金受給済みであることを知った。

B 社は妊娠のため退職しており、昭和 45 年の初めごろから半年程度、出産準備のため実家のある C 県に帰っていたので、請求手続は行っていないし、脱退手当金支給日とされる同年 3 月 16 日に受給できるはずもない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 45 年 3 月 16 日に支給決定されたこととなっているが、脱退手当金請求書は同年 2 月 16 日に D 社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記名及び捺印がなされていることのほか、記載された住所は申立人の当時の住所地と一致していることが確認できる。また、申立人の脱退手当金は、住所地に近い E 銀行 F 支店への送金払い（通知払い）となっていることから、支払通知書は申立人の住所地に送付され、同通知書を同支店に持参して、脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一

連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から33年5月29日まで

A社を退職した際には、脱退手当金を受給した記憶があるが、B社を退職した際には、脱退手当金を受け取った記憶は無い。

B社は叔母が経営する事業所で、会社が厚生年金保険に加入していたことも知らなかったのに、脱退手当金を受給していることとされているのは納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職時には脱退手当金を受給したが、B社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和33年9月25日に支給決定されていることが確認できるほか、脱退手当金支給額の計算の基礎となった被保険者期間についてみると、申立期間とそれ以前の3回の被保険者期間を合算した期間となっており、申立人は2番目に勤務したA社を退職時に脱退手当金を受給したとしており、申立人の当時の記憶は曖昧である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 17 年末ごろから 25 年 1 月まで A 市の B 社に勤務し、C 地域の D 支社における E 業務の仕事をしていた。半官半民の会社であったので、19 年 10 月 1 日から一般職員にも厚生年金保険が適用されるようになってからは、給料から保険料を控除されていたはずである。しかし、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 23 年 6 月 1 日となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社における在職については、申立人から提出された同社での昭和 21 年 6 月 1 日付けの給与辞令により、期間を特定することはできないものの、同社に勤務していたことが推定できる。

ところで、申立人の厚生年金保険加入記録をみると、昭和 23 年 6 月 1 日から 25 年 1 月 1 日まで F 社での加入記録がある。社会保険事務所の事業所別被保険者名簿及び記号簿によると、同社の所在地は申立人が勤務していたとする B 社の所在地と一致することから、終戦後に、B 社が F 社へと移行したものと推測できる。

しかしながら、F 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 6 月 1 日であり、同社の被保険者名簿をみると、申立人を含め 6 人全員が同日に被保険者資格を取得している。このため、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たり、事業主が厚生年金保険料を給与から源泉控除することは通常考え難い。

また、B 社について事業所検索を行ったが、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらなかった。

さらに、F 社は昭和 25 年 4 月 28 日に全喪している上、同社で厚生年金加入

記録のある同僚も既に他界しているなど、当時の事情等について確認することができず、このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月30日から26年4月25日まで

昭和24年4月にA社に入社し、期間についての記憶ははっきりしないが、26年1月又は同年2月ごろまで常勤で勤務していた。

また、期間についての記憶ははっきりしないが、昭和26年1月又は同年2月ごろから同年4月ごろまで、A社及びB社の双方の事業主の了承を得て、双方の事業所に隔日若しくは2日おきに勤務し、給与も両社から支給されていた時期があった。

双方の事業所で勤務していた期間については、当初はA社での勤務時間が多かったが、徐々にB社での勤務時間を増やしていった後、昭和26年4月ごろに完全にB社に移籍したと思う。

どちらの会社でも、経理を担当していたが、申立期間当時は社会保険手続には関与していない。

申立期間のうち、昭和26年1月又は同年2月ごろまではA社において、また、それ以降は同社及びB社の両社において、それぞれ給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社について、連絡のとれた同僚8人のうち3人は、申立人が申立期間において同社に勤務していたと陳述しているが、申立人が常勤で勤務していたかどうか、厚生年金保険に加入していたかどうかまでは分からないと陳述している。

また、A社は、昭和33年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主及び当時の社会保険事務担当者も既に死亡しているため、申立人の申立

期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除を確認できる関連資料及び陳述は得られない。

さらに、B社について、連絡のとれた同僚11人は、申立人を知らないと陳述している上、同社も、昭和52年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主及び当時の社会保険事務担当者に連絡がとれないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除を確認できる関連資料及び陳述は得られない。

加えて、C社会保険事務局では、同時に複数の会社に勤務する者については、常用的雇用関係にある事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得することになっているところ、申立人は、昭和26年1月又は同年2月以降は、A社及びB社の両社で勤務したと主張しており、前述のとおり、両社における同僚の陳述から、申立人は、双方の事業所において常用的雇用関係にあったとは言いがたく、厚生年金保険被保険者としての取扱いを受けなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 30 日から 36 年 7 月 18 日まで
私が 20 歳ぐらいの時だと思うが、兄が A 社に勤務していたので、私も同社に入社した。仕事内容は、B 業務を行い、後には C 業務も担当した。
同社には、次の事業所へ転職する昭和 36 年 7 月まで勤務したが、社会保険庁の記録では 1 か月の厚生年金保険加入期間しかなく、申立期間は未加入とされている。
給与は月に 1 回支払われていて厚生年金保険料も控除されていたと思うのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある者は 19 人であるが、そのうち連絡のとれた 5 人中 3 人は申立人を記憶しておらず、ほかの 2 人は、申立人の名前は聞いたことがあるが勤務時期についてははっきり覚えていないと陳述しており、申立人の申立期間の在職を確認することはできない。

また、申立人が名前を記憶している同僚 10 人のうち 4 人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A 社での厚生年金保険被保険者としての記録が確認できないほか、同僚の 1 人は、「A 社の従業員の中には厚生年金保険に加入しない者もいた。自分も 2 年から 3 年同社に勤務したが、厚生年金保険に加入していない期間がある。」と陳述していることから、同社においては、厚生年金保険に加入していない者も在籍していた可能性がうかがえる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録欄には、昭和 33 年 9 月 30 日付けの資格喪失日の記録とともに健康保険証の返還を示す「証返」の押印がされており、一方、申立期間中の標準報酬月額の変更に係る記録

はみられない上、同名簿において、資格喪失後に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、A社は、昭和57年12月25日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、元事業主及び申立期間当時の経理担当者は既に死亡しているほか、そのほかの元役員についても所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び陳述を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。